

## 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について



環境省では、排出事業者が処理業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際に提供する廃棄物情報のあり方を示す「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を平成 18 年に策定しています。しかし、昨年の利根川水系における取水障害の事案の発生を受け、廃棄物情報の伝達について、さらなる具体化及び明確化を図るため、ガイドラインの見直しを行いました。改訂内容の概要は以下の通りです。

### ○情報提供が必要な項目の追加

廃棄物情報が必要な項目を整理し、①PRTR 対象物質②水道水源における消毒副生成物前駆物質③関連法規(危険物等)の項目を追加するとともに、廃棄物データシートの様式を見直したこと。

### ○双方向コミュニケーションの重要性を強調

排出事業者及び廃棄物処理業者がともにガイドラインの活用により、コミュニケーションを活発に行うことが重要であるとしたこと。

### ○対象廃棄物の整理

外観から含有廃棄物や有害特性が判りにくい汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの 4 品目を主な適用対象と明記し、廃棄物の性状が明確で、環境保全上の支障のおそれのない廃棄物に関しては、廃棄物データシート以外の情報の提供でも可能としたこと。

### ○情報提供の時期

廃棄物データシートは、基本的には契約時に提供し、契約書に添付するものですが、新規の廃棄物処理に際して受入れの可否判断や処理に必要な費用の見積りのために排出事業者から処理業者へ廃棄物データシートを提供、あるいは処理業者と共同作成により情報を共有し、双方が確認、署名した上で契約書に添付することが望ましいとしたこと。

尚、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」の本文は、環境省ホームページにおいて公表されています。(http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html)

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013年6月6日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸